

平成30年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成30年2月23日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成30年2月23日（金曜日） 午前11時01分～午前11時20分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成
総務課長：福原勝人

次長兼財政課長：舩谷祐幸
財政課参事：伊藤公晃

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江 孝明

審議案件

第1 議案第8号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前 11 時 01 分

○委員長（金谷道男） 皆さん、改めまして、おはようございます。委員各位、並びに職員の皆様には、本会議休憩中のところ、お集りいただきまして、ありがとうございます。また、過日は行政調査ということで、ご足労いただき、ありがとうございました。私ごとですが、その後、あの時にインフルをいただいたようで、ちょっとダウンしておりましたけれども、最近回復して、復帰しております。また、雪もだいぶこう落ち着いてきたようですけれども、非常な大雪になっております。職員の皆さんにも対応、大変だと思いますし、委員の皆さんにも、あまり健康に害の無い程度に雪と戦って、もう少し、あと半月も過ぎれば、春の音も聞こえてくると思いますので、お互い頑張って乗り越えたいと思います。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願いいたします。

また、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） それでは、審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。今野部長。

○総務部長（今野功成） 委員の皆様におかれましては、本会議休憩中のところ、委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本日の委員会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、大仙市長及び副市長の減給に係わる条例案について、であります。この後、総務課長より内容を説明させていただきますので、よろしく、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございました。

それでは、これより当委員会に付託された案件について審査いたしますが、説明は簡潔、明瞭をお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） それでは、議案第 8 号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 議案第8号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の議案書でございます。4ページと5ページをご覧いただきたいと思えます。本案は、市が関与する団体の資金を、職員が着用した事件や水道、下水道量水器の不適切な業務処理など、度重なる不祥事によりまして、市長及び副市長が自ら懲戒の意を込めまして、給料を減ずるものであります。内訳といたしましては、平成30年3月1日から平成30年3月31日までの一ヶ月間、市長にあつては、給料月額額の10分の2、具体的な額は16万9千円となります。副市長にあつては、10分の1、具体的には、6万8,200円ということになります。以上の額を減額するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。高橋副委員長。

○副委員長（高橋徳久） 先ほど、市長さんからのご説明の中で、太田の件については、本日付けで、懲戒免職ということになられたということを伺いました。実は、議運の資料をいただいた時に、私は、まずその件が出ておりませんでしたので、担当の職員さんの処分が出ないで、市長さん、副市長さんの減給という問題が出てくるのは、ちょっと順番が違うのかなというふうな感覚を得ておりましたが、今回、担当職員の方の懲戒が出たということですので、それであればと思ったんですが、ご説明を聞くと、そこに水道メーターの件の不祥事も含んでいるというふうなご説明がありました。お聞きすると、そちらの件は、まだ担当の職員の方の処分は出ていないというご説明も市長さんからありましたので、そうなった時に、その処分は、水道メーターの件の含めて、市長、副市長が処分なるというのは、順番がちょっとあれなのかなという気もいたします。やっぱり担当したその、二つの事案の件で責任を取られというのであれば、片方はケリが付いて居ますが、片方はケリがついていないという状況での処分ということになりますので、私はちょっと、そういう部分では、腑に落ちないところがあるということでございます。どのようにお考えでしょうか。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） はい、高橋委員のご意見、ごもっともかとも思います。ただ、今回の市長、副市長が自らこういうことを命じられまして、我々上程させていただいており

ますが、一つ申し上げるべきことは、着服、それから今回の水道メーター、それももちろんありますけれども、その前にも消防団の広報車の車検切れ等々もございました。こういった一連の不祥事が起きているということについて、自ら懲戒の意を込めているということでございます。もちろんのこと職員の処分もすべてが整った段階で出来ればよろしいわけですが、こちらのメーターの方に関しましては、期間も長く、すなわち係わっている職員も多いということで、調査には若干時間を要するというふうに見込んでおります。このようなことから、現在、そのおっしゃるとおり、メーターの方の関係職員の処分は、まだ行えておりませんが、市長、副市長においては、この機会に、こういう条例案を上程させていただきたいという意向でございますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○委員長（金谷道男） いいすか。他にございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 団体の資金を着服したという事実だと思うんだけど、これ市役所職員が管理する理由付けというのは、当然あると思うんだけど、基本的にいえば、内部規程というものはあるはずだな。同時に支所関係で、一人が持っている通帳というものは、へたすると何十通もあるような人もある。本庁もあると思うけれども、大曲地域もあると思うし、できたら次の委員会まで、職員が管理する通帳というものはなんぼあるのか、これきちっと出していただきたいと同時に、内部規程というものは、どういうふうな形で出しているのか、文書としてきちっと出してもらわないと、こういう問題というのは、再発云々で必ず出るのは、再発防止に努めますというふうな答弁なるんだけど、これは、門外、話にならないので、次の当委員会において、支所、本庁における、通帳を管理している通帳数、及び内部規程に関する規約、要綱、そういうものに対して提出いただくように委員長から計らっていただければ、大変ありがたいんですが、委員長お願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、という要望がありましたけれども、部長どうですかね。その要するに、職員という立場で外の会計を預かっているもの、取扱の方法、マニュアルとそれから実際の扱っている数、出してほしいということなんですが、どうでしょう。はい、総務課長。

○総務課長（福原勝人） 現在、通帳を預かっている数につきましては、すでに集計はしております。362でございます。全庁で、362の通帳を預かって、通帳の数が362かどうか、場合によっては違いますけれども、362件について通帳をお預かりして

いるということでございます。それで、今回の件で申し上げますと、一つ防除協議会には、協議会の設置要綱というのがございまして、事務局は、太田支所農林建設課で処理するということから、市がお預かりしているということでございます。ただ、仰せのとおり、そういった根拠規定ですとか、お出しすることは、もちろん可能でございますが、少しお時間をいただければと思います。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） これで問題になるのは、市が出す補助金を受けている団体等の通帳もかなりの数に上ると思います。というのは、補助金が15億なり、12億なり、市単独で出すような補助金というのはあるわけです。そういうものに関して、市が補助金を出して、その管理、通帳をこちらが持つということ自体がおかしいというのは、私のいつもの考え方です。そこら辺を精査しながら、この資料を出していただかないと、JAから入ってくるものもあるし、市から入ってくるものがくくくくくく、こうですなんていう通帳では、塩梅悪いので、そこら辺を精査しながら資料を出していただくようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ということなのですが、総務課長。

○総務課長（福原勝人） 今、本間委員のおっしゃるところは、市が補助金を出しているような通帳という理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） それも含めてです。ということは、完全たる外部のものを預かっているものもあるし、それから、私に言わせれば、例えば、何々協議会で、会費も払っているけれども、市も補助金を納入していて、やっているものもあるし、はっきり言って、例えば、我々やれば、自作農云々協議会とか、市の補助金を出して、我々も納付金を納めながらやっているものもあるし、いろいろなものが考えられるわけです。そういうものについて、我々市民を代表する以上、通帳の管理ということについて、非常に市民は敏感になっていると思いますので、そこら辺を精査するために、資料提供していただかないと議論になりませんので、資料をお願いしたいという意味です。これは、処分ですから、市長が云々ですから、それは結構です。私、その点については、申し上げませんが、そのことについてだけ、委員長にお願いしましたので、よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） いいかな、意図するところは、多分、会計扱っている職員とそれに直接、市が補助金入れているとか、あとは入っていないとか、ということが分かれば

いいということだと思うので、できるんでねがな。調べてあるとすれば。ということで、後日、資料提供してもらおうということで、どこそこの部で、どういう団体のものを持っているかということで、主たる財源は何かということでやれば、大体分かるんでねがな。ということで、よろしいですね。そういうことでお願いします。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、2点をお聞きします。まず、27年度から、その着服が始まっていたというふうなことのようですけれども、いずれその金額、領収書の偽造だとか、そうふうなこともあったようですが、いずれその事務用品を買うとか、そういう購入物品について、いずれ支払額と購入した物品、その所謂併せて、ちゃんと買った物がこれだけあるというふうなことを管理するというふうなことが、本当はなされていない、いけば、こんなことは、2年も放置されているというふうなことは起きなかったのではというふうに思いますけれども、そうした購入物品等、支払い等額等の突き合わせというふうな管理体制というふうなものが、なかったからこういうふうになったのかというふうなことを、もしそうだとすれば、やっぱり現場での、所謂、監査、管理、そういったところの落ち度というふうなものが、やっぱりかなり指摘されなければいけない問題ではないかというふうなことが、考えます。その点、どう考えるのかというのが一点。もう一つは、先ほどの説明の中で、いずれ担当した直属の上司とかの減給、戒告というふうな形で処分が行われるというふうな3名の件がありましたけれども、それは27年度から、そうしたそこに携わった上司というふうな立場なのかどうか、そこら辺のいろいろ処分に値する方々の具体的な、名前は発表することではありませんけれども、そこら辺の状況、どうなのかというところ教えていただければ。

○委員長（金谷道男） シャベれる範囲でということ。

○委員（佐藤文子） そうです。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） そういった物品がきちっと納品されておるかと言う点の確認ということでございます。これは一般的に我々、通常行っておるのは、検収という作業を行います。当然、納品書に検収印というもの、それから誰が検収したかというようなことを記録するようになっておりまして、通常こういう業務をやっております。しかしながら、今回の件では、それも行われておらず、また、その上司についても、そういった点検等々、節目、節目で必ず見る機会があるはずであります。総会で決算状況等々も報告しておるわけですから、そういったことを考え合わせますと、やはり管理の欠如

と、不測というような状況ではなく、欠如と言わざるを得ない状況であったということ
でございます。それから、関係職員の処分の内訳ありますけれども、本人については、
懲戒免職ということ申し上げました。関係する職員と申しますのは、当然その上司とい
うことになります。そうしますと、27年度から9年度までの当時の課長、それから支
所長ということになります。合わせますと3名ということになります。減給と戒告とい
うことで申し上げましたが、戒告一人でございますが、今回の件が発覚するきっかけと
なりましたのは、ちょっと時期は遅かったわけですが、そういった点検を行な
うとして、実際に行っておるといふこと等々を考慮したものであります。以上ござい
ます。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

○委員長（金谷道男） 以上で、本日、付託された事件の審査は終了いたします。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長
にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。お疲
れ様でした。

午前11時20分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長